**業務委託基本契約書**

株式会社○○〇（以下「甲」という）と株式会社△△△（以下「乙」という）とは、次の条項により業務委託基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

（本契約の目的）

1. 本契約は、甲乙間で別途締結する個別の業務委託契約（以下「個別契約」という）に適用させる基本となる事項を定めるものとする。
   1. 甲及び乙は、個別契約において本契約と異なる事項を定めることができる。個別契約に本契約と異なる定めがある場合、その異なる部分については、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。

（個別契約の締結）

1. 甲が本契約に基づき、次の各号に定めるSES業務（以下「本業務」という）を乙に委託するときは、甲の定める注文書を乙に交付するものとし、乙がこれに応諾して、了承の意思を示した時、個別契約が成立するものとする。
2. 情報処理支援業務
3. コンピュータシステム、ソフトウェア等各種情報処理に関する研究、開発及び技術支援業務
4. ウェブページの企画、デザイン、制作及び開発業務
5. その他前各号に付帯する一切の業務
   1. 個別契約には、次の各号を定めるものとする。
6. 本業務の名称及び内容
7. 契約期間
8. 契約金額
9. その他甲及び乙が必要と認める事項

（権利･義務の譲渡の禁止）

1. 甲又は乙は、相手方の書面による承諾がない限り、本契約又は個別契約上の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとする。

（再委託）

1. 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、再委託先、再委託の範囲、再委託の理由等につき、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間の契約において、本契約又は個別契約に基づく乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとする。
   1. 前項の場合、乙は甲の承諾があることを理由として本契約又は個別契約上の自己の義務の免除又は軽減を主張することができず、甲は当該第三者の行為をすべて乙の行為とみなし、本契約又は個別契約上の責任を乙に問うことができる。

（納入・報告）

1. 乙は、本業務において、納入品の納入が求められている場合、甲乙間で協議して定めた納期までに、各納入品の納入を完了するものとする。
   1. 乙は、本業務において、報告が求められている場合、甲乙間で協議して定めた期限までに、電子メールで甲に報告するものとする。

（検査）

1. 甲は前条に定める納入品又は報告について、納入を受けた日又は報告を受領した日から起算して5営業日以内（以下「検査期間」という）に、甲の定める検査基準に基づき、検査を行うものとする。
   1. 甲は、前項に定める検査の結果が合格であると認めた場合、その都度納入が完了した旨又は業務の完了を確認した旨を乙に通知するものとする。なお、当該通知日をもって、本業務の完了日（以下「業務完了日」という）とする。
   2. 乙は、第1項に定める検査の結果が不合格となった場合、甲と協議して、本業務の再履行等を行い、再度甲の検査を受けるものとする。
   3. 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による検査を行う場合に適用する。

（所有権の移転及び危険負担）

1. 納入品の所有権は、業務完了日をもって、乙から甲に移転するものとする。
   1. 前項の規定による所有権の移転前に生じた納入品の毀損又は滅失等による損害はすべて乙の負担とする。但し、当該損害が甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りではない。

（第三者の知的財産権）

1. 乙は、納入品等の本業務の成果に関して、第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。
2. 乙は、納入品等の本業務の成果に関して、第三者の知的財産権を侵害しているとして、甲と当該第三者との間に紛争が生じた場合、自らの責任及び費用においてこれを処理するものとし、甲を免責させるとともに甲が損害を被った場合、間接損害及び弁護士費用を含むその他一切の損害を賠償するものとする。

（著作権の帰属）

1. 納入品にかかる著作権（著作権法第27条及び著作権法第28条の権利を含む。）は、業務完了日をもって、乙から甲に移転するものとする。なお、当該著作権の移転の対価も契約金額に含まれるものとする。
2. 乙は納入品にかかる著作者人格権を行使しないものとする。

（知的財産権）

1. 乙は、本業務の実施にあたり、甲から知得した情報に基づき、発明、考案又は意匠の創作をしたときは、ただちに甲にその旨を通知するものとする。この場合、甲及び乙は、発明、考案又は意匠の創作に基づく特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利の帰属等について、別途協議のうえ、必要事項を定めるものとする。

（甲の知的財産権等）

1. 本契約の締結は、本業務に必要な限度で使用する場合を除き、甲の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上又は営業上のノウハウ若しくはその他の権利、又はこれらの権利に基づく実施権等の権利（以下総称して「知的財産権等」という）を使用する権利を乙に一切認めるものではない。
2. 甲が別途書面による合意に基づき、甲の知的財産権等の使用を乙に認めた場合、前項の規定にかかわらず、その書面による合意の定めるところに従うものとする。

（資料等の貸与・提供）

1. 甲は、本業務の実施のために必要と認めた場合、甲が保持する資料、物品等（以下総称して「資料等」という）を乙に貸与又は提供するものとする。貸与物品の使用料金については、協議の上決定するものとする。
2. 乙は、甲から貸与又は提供を受けた資料等を善良なる管理者の注意をもって保管し、本業務の目的以外に使用しないものとする。
3. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、資料等のうち業務資料を複製することができない。
4. 乙は、本契約若しくは個別契約が終了したとき、又は資料等を使用しなくなったときは、甲の指示に従い、資料等を返還し、又は廃棄するものとする。
5. 乙は、貸与物品において次に定める事象が発生した場合、その事象により発生した逸失利益及び機会損失並びに間接的、付随的、派生的損害その他一切の損害を賠償する。

・故意・過失に故障又は破壊した場合

・紛失した場合

・故意・過失によるハード障害を引き起こした場合

・故意・過失によるウィルス感染による貸与物品の現状復帰が不可能な場合

・その他故意・過失と判断できる行為により貸与物品が故障し、又は乙に貸

与された時点と同じの状態での返還ができなくなった場合

（業務実施場所）

1. 甲は、乙が本業務を実施するにあたり、甲の事業所内において必要な業務実施場所及び設備等（以下総称して「施設等」という）を使用することを認めるものとする。
2. 乙は、前項に定める施設を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、本業務の目的以外に使用しないものとする。
3. 乙は、甲の事業所内で本業務を実施する場合、甲の定める規則等を遵守するものとする。

（実施責任者）

1. 乙は、実施責任者をして、次の各号に定める事項を行わせるものとする。
2. 本業務の実施に関して甲の指示等を受けること
3. 本業務の実施に関して甲との進捗状況、仕様の変更・追加等の打合せを行うこと
4. 本業務に従事する乙の作業者に対する本業務の実施、労働時間、企業秩序の維持、確保に関する指示、その他の管理を行うこと
5. 乙は、実施責任者を変更したとき、遅滞なくその氏名を甲に通知するものとする。

（監督員）

1. 甲は、監督員をして、次の各号に定める事項を行わせるものとする。
2. 本業務の実施に関して、乙の実施責任者に対する指示、承諾、協議及び立会に関すること
3. 本業務にかかる総合調整に関すること
4. 前項の規定に基づく監督員の指示は、書面をもって行うものとする。
5. 甲は、監督員を変更したとき、遅滞なくその氏名を乙に通知するものとする。

（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、末日記載の締結日より１年間とする。但し、有効期間満了の2か月前までに、甲乙いずれからも本契約を継続しない旨の意思表示がない場合、有効期間は当該有効期間満了日の翌日から更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約が解除又は期間満了により終了した場合においても、本契約に基づき締結された個別契約については、引き続き本契約の規定が適用されるものとする。但し、当該個別契約の期間延長はなされない。
3. 個別契約の契約期間は、個別契約に定めるとおりとし、契約期間満了の2か月前までに、甲乙いずれからも契約を継続しない旨の意思表示がない場合、契約期間は当該契約期間満了日の翌日から更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

（担保責任）

1. 甲は、納入品等の本業務の成果について、業務完了日から起算して1年以内に、何らかの瑕疵のあることが発見された場合、すみやかに乙に通知するものとし、　　次の各号に定めるいずれかの措置をとることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
   * 1. 甲が定める期間内に、当該瑕疵の修補を乙の責任及び費用負担で完了するよう乙に請求すること
     2. 前号に定める方法では、本契約又は個別契約の目的を達することができないと甲が合理的に判断する場合、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除すること
2. 甲は、前項の瑕疵によって被った損害の賠償をその選択により、第20条に基づき前項に定める措置と併せて、又は前項に定める措置を経ることなく乙に請求することができる。

（履行遅滞）

1. 乙は、本契約又は個別契約に定める義務の履行を遅滞するおそれが生じたときは、ただちに、その事由及び完了予定日を甲に届け出て、その指示を受けるものとする。
2. 前項に定める乙の届出は、乙の責任を免ずるものでなく、甲が前項に定める指示を行わなかった場合でも、そのことをもって甲が乙の遅滞を容認するものではない。

（契約の解除）

1. 甲は、相手方が本契約又は個別契約の各条項のいずれかに違反したとき、相手方に相当期間を定めて履行をなすよう催告し、当該期間内に履行がないときは、書面による通知をもって本契約又は個別契約を解除し、被った損害の賠償を次条に基づき請求することができる。
2. 甲は、相手方に次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合、何らの催告なしに、ただちに本契約又は個別契約を解除し、被った損害の賠償を次条に基づき請求することができる。
3. 正当な理由によらず、本契約又は個別契約に定める義務を履行する見込みがないとき
4. 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
5. 相手方自身が債務者となる仮差押え、保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき
6. 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき
7. 本契約又は個別契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき

（損害賠償）

1. 乙は、本契約又は個別契約上の義務違反又は債務の履行により、甲または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負うものとし、乙は、逸失利益及び機会損失並びに間接的、付随的、派生的損害、弁護士費用を含むその他一切の損害を賠償する。

（守秘義務）

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本契約又は個別契約を通じて甲から口頭、書面又は電磁的記録媒体を問わず開示された技術上、営業上及び業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という）を本業務の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを立証し得た情報については、秘密情報に含まれないものとする。
3. 秘密情報を開示された時点で既に公知であった情報
4. 秘密情報を開示された後に公知となった情報
5. 秘密情報を開示された時点で既に保有している情報
6. 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
7. 秘密情報によらずに独自に開発し又は知り得た情報
8. 乙は、前二項の規定にかかわらず、司法機関による裁判又は行政機関からの命令、罰則を伴う照会に基づき秘密情報の開示を求められたときは、すみやかにその旨を甲に通知したうえで、当該秘密情報を必要最小限の範囲でのみ開示することができる。
9. 乙は、秘密情報を複製する場合、本業務の実施に必要な最小限の範囲にとどめるとともに、複製物についても本条に従い適切に取り扱わなければならない。
10. 乙は、秘密情報の漏えいを防止するため、適切な手段を講じるものとし、漏えいした場合、ただちにその旨を甲に連絡するものとする。
11. 本条の規定については、本契約又は個別契約の終了又は解除にかかわらず、その効力は消滅せず、なお有効に存続するものとする。

（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当しないことを現在および将来にわたっても表明し、確約するものとする。
2. 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」という）であること
3. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
4. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
5. 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
6. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
7. 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
8. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証する。
9. 暴力的な要求行為
10. 法的な責任を超えた不当な要求行為
11. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
12. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
13. その他前各号に準ずる行為
14. 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合、通知又は催告等何らの手続きを要しないでただちに本契約又は個別契約を解除することができる。
15. 甲及び乙は、前項の規定により本契約又は個別契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

（本契約又は個別契約の変更）

1. 甲及び乙は、本契約又は個別契約の内容を変更する場合、甲乙記名押印した書面による変更契約を締結するものとする。

（期限の利益）

1. 本契約が第19条の規定により解除された場合、乙は、期限の利益を失い、甲に対して有する債務をただちに弁済しなければならないものとする。

（残存期間）

1. 本契約ならびに個別契約の終了後においても引き続き、第8条（第三者の知的財産権）、第9条（著作権の帰属）、第10条（知的財産権）、第12（資料等の貸与・提供）、第17条（担保責任）、第20条（損害賠償）、第21条（守秘義務）、第22条（反社会的勢力の排除）、第26条（管轄裁判所）は有効に存続するものとし、甲乙双方はこれらを遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

1. 甲及び乙は、本契約又は個別契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（協議事項）

1. 本契約若しくは個別契約に定めのない事項又は本契約若しくは個別契約の条項について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決を図るものとする。

（準拠法）

1. 本契約又は個別契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとする。

本契約締結の証として、本契約書を電磁的に作成し、甲乙双方が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和6年8月6日

甲

乙